



令和元年8月の前線に伴う大雨による被災者の皆様への生活支援情報

<令和元年10月8日>

令和元年8月の前線に伴う大雨による災害で被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

被災者の皆様への生活支援に関する情報をご提供いたします。

国の出先機関等は、それぞれ担当する業務について、皆様からのご相談を受け付けています。

また、佐賀行政監視行政相談センターにおいても、いろいろなお問い合わせやご相談を受け付けておりますので、お困りになっていることがありましたら、どうぞお気軽にご利用ください。

- 電話による相談受付：平日 8：30～17：15

行政相談専用ダイヤル 0952-25-1100

- 来所による相談受付：平日 8：30～17：15

住所：佐賀市城内 2 丁目 10 番 20 号 佐賀合同庁舎 3 階
佐賀行政監視行政相談センター

- インターネットによる相談受付：毎日

URL：<https://www.soumu.go.jp/hyouka/gyousei-form.html>

- FAX による相談受付：毎日 0952-22-2652

まぐみみ佐賀



総務省行政相談センター

総務省 佐賀行政監視行政相談センター

佐賀市城内 2-10-20 佐賀合同庁舎 3 階

電話：0952-22-2651

総務省の行政相談窓口(全国共通番号)：0570-090110

(注) 当冊子の情報は、令和元年 10 月 7 日時点の情報で作成しております。
各機関等における支援策等については、随時、追加、変更してまいります。
最新の情報は、佐賀行政監視行政相談センターホームページ(QR コード、下
記 URL 参照)に掲載しております。

URL : <http://www.soumu.go.jp/kanku/kyusyu/saga.html>



災害救助法適用市町 : 佐賀県内全市町 (10 市 10 町)

被災者生活再建支援法適用市町 : 武雄市、大町町

目 次



住まいや身の回りのこと

- 1 被災証明書の発行 (P. 3)
- 2 被災者のための住宅提供 (P. 3)
- 3 被災住宅の応急修理 (P. 4)
- 4 住宅の改修などに関する電話相談 (P. 4)



お金のこと

- 5 生活再建のための支援金 (P. 5)
- 6 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給 (P. 5)
- 7 災害援護資金の貸付 (P. 5)
- 8 生活福祉資金の貸付 (P. 5)
- 9 住宅の建設、補修等の融資 (P. 6)
- 10 住宅ローンの返済 (P. 6)
- 11 労働・雇用面の各種相談 (P. 7)



役所の手続きのこと

- 12 国税の特別措置 (P. 8)
- 13 県税の特別措置 (P. 9)
- 14 市町税の特別措置 (P. 9)
- 15 公共料金の減免措置 (P. 9)
- 16 年金に関すること (P. 10)
- 17 倒壊等した建物の滅失登記 (P. 11)
- 18 登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場合 (P. 11)
- 19 運転免許証の再交付 (P. 12)
- 20 自動車の廃車手続き等 (P. 12)



民間の手続きのこと

- 21 損害保険 (P. 14)
- 22 生命保険の契約内容 (P. 14)
- 23 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合 (P. 15)
- 24 法律相談の窓口 (P. 15)



医療・健康のこと

- 25 医療機関の受診 (P. 17)
- 26 こころの悩みに関する相談 (P. 17)



教育のこと

- 27 奨学金の緊急採用、返還期限猶予、JASSO支援金の受付 (P. 18)



事業者の方へ

- 28 中小企業者を対象とした相談窓口 (P. 19)
- 29 農林漁業関係の復興支援 (P. 20)



そのほかの情報

- 30 災害ボランティア (P. 22)
- 31 発達障害のある方の支援 (P. 24)
- 32 災害サポートレンタカー (P. 24)
- 33 ペット動物に関する相談窓口 (P. 24)
- 34 太陽光発電システムに関する留意点・相談窓口 (P. 25)
- 35 災害に便乗した悪質商法にご用心 (P. 26)



住まいや身の回りのこと

1 り災証明書の発行

- ◆ 「り災証明書」は、住宅などの建物が災害の被害にあったことを証明するもので、税金の減免、各種の支援金・融資の申請などに必要となる場合があります。
- ◆ り災証明書の発行は、各市町が行います。
 - ・ 「り災証明書」は、「住家」が対象で、カーポート、倉庫、門扉等は対象外です。
 - ・ 持ち家に限らず賃貸住宅の借主も申請が可能です。また、住民票がない場合でも実際に居住していれば申請が可能です。
 - ・ 住家以外の店舗、事業所、工場、自動車、動産等について、「被災証明」等の名称で市町が証明を行うことがあります。証明の名称や対象は、市町によって異なります。

2 被災者のための住宅提供

【公営住宅の提供】

- ◆ 住宅に被害を受けられた方に対して、一時的な避難場所として、公営住宅等を提供しています。
- ◆ 詳しくは、市町の公営住宅担当窓口にお問い合わせください。



3 被災住宅の応急修理

- ◆ 災害により住宅が半壊又は大規模半壊の被害を受けた世帯に対し、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を、市町が業者に依頼し、一定の範囲内で応急的に修理します。応急仮設住宅として提供する民間賃貸住宅の修理についても対象となる場合があります。
- ◆ 1世帯当たり59万5千円(9月以前に工事を実施した分は、58万4千円)が上限となります。
- ◆ 以下の全ての要件を満たす方(世帯)が対象になります。
 - ・ 当該災害により半壊又は大規模半壊の住家被害を受けたこと
 - ※全壊の住家は、応急修理をすることにより居住が可能である場合は対象となります。
 - ・ 応急仮設住宅(民間賃貸住宅含む)を利用しないこと
 - ・ 自ら修理する資力がないこと(半壊の方)
- ◆ 詳しくは、市町の窓口にお問い合わせください。

4 住宅の改修などに関する電話相談

- ◆ 被災住宅の改修の方向性や、災害救助法に基づく応急修理制度などについて、県建築士会所属の建築士らが相談に応じます。
- ◆ 期間は、2020年3月末まで。
 - ・ フリーダイヤル：0120-105-100
 - ・ 日時：平日
9：00～17：00
- ※ 日曜日は、県在宅生活サポートセンター内無料住宅相談(0952-30-2055)で応じます。



お金のこと

5 生活再建のための支援金

- ◆ 住宅が全壊・大規模半壊した場合、半壊の被害や敷地被害を受けてやむをえない事由で住宅を解体した場合において、生活再建のための支援金が支給されます。
- ◆ 詳しくは、市町の窓口にお問い合わせください。

6 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

- ◆ 今回の災害でお亡くなりになられた場合に災害弔慰金が、災害による負傷、疾病で著しい障害が生じた方に災害障害見舞金が、住宅の全壊・半壊等に対しては小災害り災者に対する見舞金が支給される場合があります。
- ◆ 詳しくは、お住まいの市町にお問い合わせください。

7 災害援護資金の貸付

- ◆ 災害により住居や家財に被害を受けた場合に被害の種類や程度に応じて、災害援護資金の貸付が受けられる場合があります。
- ◆ 詳しくは、お住まいの市町にお問い合わせください。

8 生活福祉資金の貸付

【緊急小口資金】

- ◆ 緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯に対し、資金の貸付が行われます。一世帯につき一回限り10万円以内とされています。
- ◆ 償還期限は、据置期間(2か月以内)終了後、12か月以内とされています。また、無利子です。
- ◆ 詳しくは、お住まいの市町社会福祉協議会にお問い合わせください。



【住宅補修費】

- ◆ 低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯に対して、住宅の補修等のための資金(250万円以内)の貸付が行われます。
- ◆ 償還期限は、据置期間(6か月以内)終了後、7年以内とされています。また、連帯保証人がいる場合は無利子です。
- ◆ 詳しくは、お住まいの市町社会福祉協議会にお問い合わせください。

9 住宅の建設、補修等の融資

- ◆ 自然災害により自宅に被害を受けられた方に対して、建設資金、購入資金または補修資金について、金利を優遇した災害復興住宅融資を行っています。借り入れには、市町が発行する「り災証明書」が必要です (<https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/saigai.html>)。
- ◆ 詳しくは、住宅金融支援機構にお問い合わせください。
 - ・住宅金融支援機構 お客様コールセンター：0120-086-353
 - 【受付時間 9：00～17：00（祝日、年末年始を除く）】
- ◆ 各金融機関においても、被災者向けの特別融資を行っております。詳細は、各金融機関にお問い合わせください。

10 住宅ローンの返済

- ◆ 住宅ローンの返済について、借入先の同意のもと、返済の免除や減額を申し出る仕組み（自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン）があります。
- ◆ 詳しくは借入先の金融機関にお問い合わせください。借入先が銀行の場合、全国銀行協会相談室にお問い合わせいただくこともできます。
 - ・全国銀行協会相談室
 - ナビダイヤル：0570-017-109 または 03-5252-3772
 - 【受付時間 9：00～17：00（祝日及び銀行の休業日を除く）】



お金のこと

1 1 労働・雇用面の各種相談

- ◆ 雇用保険やお仕事の相談については、最寄りのハローワーク（公共職業安定所）にお問い合わせください。

公共職業安定所	所在地	電話番号
佐賀	佐賀市白山二丁目 1-15	0952-24-4361
唐津	唐津市熊原町3193	0955-72-8609
武雄	武雄市武雄町昭和39 - 9	0954-22-4155
伊万里	伊万里市立花町通谷1542 - 25	0955-23-2131
鳥栖	鳥栖市東町1丁目1073	0942-82-3108
鹿島	鹿島市高津原二本松3524 - 3	0954-62-4168

- ◆ 経済上の理由により休業を余儀なくされた事業所の事業主が、労働者の休業についての手当を支払う場合、雇用調整助成金を利用できます。
- ◆ 詳しくは、以下の窓口にお問い合わせください。

機関名	所在地	電話番号
佐賀労働局職業安定部 職業対策課 雇用開発係	佐賀市駅前中央3-3-20 (佐賀第2合同庁舎)	0952-32-7173

- ◆ 健康管理手帳を提示できなくてもアフターケアを受診することができます。また、義肢等補装具がき損等した場合は、修理費用・購入費用が支給されます。
- ◆ 詳しくは、以下の窓口にお問い合わせください。

機関名	所在地	電話番号
佐賀労働局労働基準部 労災補償課	佐賀市駅前中央3-3-20 (佐賀第2合同庁舎)	0952-32-7193

役所の手続きのこと



1 2 国税の特別措置

- ◆ 国税の特例措置として「申告等の期限延長」、「納税の猶予」などの措置が設けられています。いずれも所轄税務署への申請が必要です。
- ◆ 災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「所得税法」に定める雑損控除の方法、「災害免除法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部軽減が図られます。
- ◆ 詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

機関名	所在地等	電話番号
佐賀税務署	佐賀市駅前中央3-3-20(佐賀第二合同庁舎) 【管轄エリア】 佐賀市、多久市、小城市	0952-32-7511
鳥栖税務署	鳥栖市秋葉町3-12-2 【管轄エリア】 鳥栖市、神埼市、神埼郡、三養基郡	0942-82-2185
唐津税務署	唐津市千代田町2109-46 【管轄エリア】 唐津市、東松浦郡	0955-72-3141
武雄税務署	武雄市武雄町大字武雄5658-1 【管轄エリア】 武雄市、鹿島市、嬉野市、杵島郡、藤津郡	0954-23-2127
伊万里税務署	伊万里市立花町4023-1 【管轄エリア】 伊万里市、西松浦郡	0955-23-3147



役所の手続きのこと

1 3 県税の特別措置

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、申告・納付期限等の延長、納税の猶予、課税額の減免などの制度があります。
- ◆ 詳しくは、最寄りの県税事務所にお問い合わせください。

機関名	管轄区域等	電話番号
佐賀県税事務所	【管轄エリア】 佐賀市、鳥栖市、多久市、小城市、 神埼市、神埼郡、三養基郡	0952-30-3161、3168
唐津県税事務所	【管轄エリア】 唐津市、東松浦郡	0955-73-1551、1553
武雄県税事務所	【管轄エリア】 武雄市、伊万里市、鹿島市、嬉野市、 西松浦郡、杵島郡、藤津郡	0954-23-3103、3104
佐賀県税事務所 自動車税課	自動車登録時の申告納税について	0952-30-1511

1 4 市町税の特別措置

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、固定資産税、住民税、国民健康保険税(料)、介護保険料等に関して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長等の救済措置が受けられる場合があります。
- ◆ 詳しくは、市町の窓口にお問い合わせください。

1 5 公共料金の減免措置

- ◆ 電気、電話等については、各事業者において、災害救助法の適用区域の被災者に対し、支払期日の延長、料金の減免、工事費の免除、修理費用の軽減など特別措置を行う場合があります。適用の条件、支援措置の内容については、事業者ごとに異なります。

また、減免措置等は、お客様からの申出が必要な場合がありますので、手続方法について、各社へご確認ください。

役所の手続きのこと



- ◆ 上下水道についても、基本料金、使用料金の減免等が行われる場合があります。詳しくは上下水道の事業者（市町）にご確認ください。

16 年金に関すること

- ◆ 年金手帳、年金証書を紛失した場合は、再発行ができます。
- ◆ 国民年金被保険者について、一定の要件に該当する場合には、申請に基づいて災害時の保険料が免除されます。
- ◆ 詳しくは、ねんきんダイヤルにお問い合わせください。
 - ・日本年金機構
 - ねんきんダイヤル：0570-05-1165
 - 【受付時間 月曜 8:30~19:00、火曜~金曜 8:30~17:15、
第2土曜日 9:30~16:00】
 - ※ 祝日（第2土曜日を除く）、12/29~1/3はご利用いただけません。
月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に19時までご相談をお受けします。
- ◆ 最寄りの年金事務所（国民年金課等）[平日8:30~17:15]にお問い合わせすることもできます。

機関名	所在地等	電話番号
佐賀年金事務所	佐賀市八丁畷町1-32 【管轄エリア】 佐賀市、鳥栖市、多久市、小城市、 神埼市、神埼郡、三養基郡	0952-31-4191
唐津年金事務所	唐津市千代田町2565 【管轄エリア】 唐津市、伊万里市、東松浦郡	0955-72-5161
武雄年金事務所	武雄市武雄町大字昭和43-6 【管轄エリア】 武雄市、鹿島市、嬉野市、西松浦郡 杵島郡、藤津郡	0954-23-0121



役所の手続きのこと

1 7 倒壊等した建物の滅失登記について

- ◆ 災害により建物が倒壊し又は取壊したことにより滅失した場合は、その登記を管轄登記所に申請していただくことになります。
- ◆ 詳しくは、最寄りの登記所にご相談ください。

機関名	電話番号
佐賀地方法務局登記部門	0952-26-2184
佐賀地方法務局武雄支局	0954-22-2779
佐賀地方法務局伊万里支局	0955-23-2885
佐賀地方法務局唐津支局	0955-74-1442
佐賀地方法務局鳥栖出張所	0942-82-2497

※ 受付時間：平日 8:30～17:15

1 8 登記済証（権利証）、登記識別情報を紛失した場合

- ◆ 土地・建物の権利証（登記済証・登記識別情報通知書）を紛失したことによって土地・建物の所有権等の権利を失うことはありません。売買、相続、抵当権設定時に、上記書類を紛失している場合、他の手段での本人確認となります。
- ◆ 詳しくは、最寄りの登記所にご相談ください。

機関名	電話番号
佐賀地方法務局登記部門	0952-26-2184
佐賀地方法務局武雄支局	0954-22-2779
佐賀地方法務局伊万里支局	0955-23-2885
佐賀地方法務局唐津支局	0955-74-1442
佐賀地方法務局鳥栖出張所	0942-82-2497

※ 受付時間：平日 8:30～17:15



19 運転免許証の再交付

- ◆ 災害により自動車運転免許証を汚損、紛失した場合は再交付ができます。
- ◆ 詳しくは、佐賀県運転免許センターにお問い合わせください。
 - ・佐賀県運転免許センター
 - 住所：佐賀市久保泉町大字川久保2121番地26
 - 電話：0952-98-2220
 - 【受付時間 平日 9:30～11:30、14:00～16:00（祝日、年末年始12/29～1/3を除く）】

20 自動車の廃車手続き等

- ◆ 被災自動車の廃車手続きの際には、申請書、ナンバープレート2枚、自動車検査証、所有者の印鑑証明書、所有者の実印を準備し、管轄の運輸支局で手続きする必要があります。
- なお、手続きにつきましてはその他必要となる書類もありますので、下記運輸支局までお問い合わせください。

機関名	所在地	電話番号
佐賀運輸支局	佐賀市若楠2-7-8 【管轄エリア】 佐賀県全域	050-5540-2082

- ※ 登録・検査手続案内の電話番号は「050」から始まるIP電話の番号となります。お電話の際は、かならず「050」からすべての番号をダイヤルしてください。間違い電話が多くなっておりますので、くれぐれもおかけ間違いのないようご注意願います。
- ※ オペレーターに直接問い合わせる場合は、お電話いただいた後自動音声案内の際に、登録関係（名義変更、住所変更、廃車など）については「037」、検査関係（車検、点検整備、自動車の構造など）については「02181」を押して下さい。



役所の手続きのこと

- ◆ 軽自動車の廃車手続きに関するお問い合わせは、下記の軽自動車検査協会へお問い合わせください。

機関名	所在地	電話番号
軽自動車検査協会 佐賀事務所	佐賀市若楠2-10-8 【管轄エリア】 佐賀県全域	050-3816-1754

※ 対象ナンバー：佐賀ナンバー

- ◆ 通常、管轄する運輸支局等で抹消登録等の廃車手続を行うと自動車税(軽自動車については軽自動車税)が課税されない仕組みとなっています。
詳細は、佐賀県(軽自動車税は市町)の税務担当までお問い合わせください。
- ◆ 自動車重量税の還付については、リサイクル法に基づき適正に解体された使用済み自動車の所有者の方は、運輸支局において自動車の永久抹消又は解体の届出と同時に自動車重量税還付申請をすることで、廃車日から車検残存期間(車検残存期間が1カ月以上あるもの)に応じた自動車重量税の還付を受けることができます。
詳細は、運輸支局までお問い合わせ下さい。

※ 軽自動車の廃車の手続き及び自動車重量税還付の手続きにつきましては、軽自動車検査協会にお問い合わせ下さい。

民間の手続きのこと



2 1 損害保険

◆ 損害保険の適用などについては次の窓口にお問い合わせください。

- ・ご契約の損害保険会社
- ・そんぽADRセンター(受付時間 9:15~17:00)
ナビダイヤル0570-022-808 (IP電話からは092-235-1761)

◆ 証券の紛失等により、保険契約に関する手掛かりを失った方は次の窓口で照会できます。

- ・自然災害損保契約照会センター(受付時間 9:15~17:00)
- ・フリーダイヤル0120-501-331 (IP電話からは03-6836-1003)

2 2 生命保険の契約内容

◆ 生命保険会社、かんぽ生命では、災害救助法適用市町にお住まいの被災者について、保険料の払い込み猶予期間の延伸(最長6か月)、保険金の非常時即時払い等の非常取扱いを実施しています。詳しくは、ご契約の生命保険会社、かんぽ生命にお問い合わせください。

また、家屋等の流失・焼失等により生命保険契約に関する手掛かりを失い、保険金の請求を行うことが困難な方は、次の窓口にお問い合わせください。

- ・生命保険協会災害地域生保契約照会センター
フリーダイヤル0120-001-731
- ・かんぽコールセンター
フリーダイヤル0120-552-950



民間の手続きのこと

2 3 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合

◆ 災害救助法適用市町にお住まいの被災者に対し、金融機関、証券会社、生命保険会社、損害保険会社等では通帳、保険証書や印鑑を紛失した場合でも本人確認ができれば、預貯金、保険金等の払戻しを行うこととしています。

- ・各金融機関（銀行、信用金庫、信用組合）、保険会社等の窓口
- ・ゆうちょコールセンター フリーダイヤル0120-108-420
- ・金融庁相談ダイヤル ナビダイヤル0570-016-811
(IP電話からは03-5251-6811)

※ 21～23については、福岡財務支局のホームページに、より詳細な情報が掲載されていますので、参照ください。

(http://fukuoka.mof.go.jp/html/kinyu/osirase/pagefukuokahp01700001_00003.html)

2 4 法律相談の窓口

【佐賀県弁護士会】

◆ 面談による相談及び電話相談に無料で応じています。面談相談については、事前の予約が必要です。事前の予約、詳細につきましては、佐賀県弁護士会（0952-24-3411）へご連絡ください。

面談相談

地区	相談日時	相談場所
佐賀	毎週月・水・金曜日 (第2、第4月曜を除く) 14:30～16:30 毎週木曜日 10:00～12:00	佐賀市中の小路7-19 佐賀県弁護士会館内
	毎週土曜日 13:00～15:00	各弁護士事務所
	毎週月・木曜日 18:00～20:00	各弁護士事務所

民間の手続きのこと



鳥栖	随時	各弁護士事務所
武雄	第1・3木曜日 13:00～16:00	各弁護士事務所
唐津	第2木曜日 13:00～16:00 第1・3・5土曜日 13:00～16:00 第4水曜日 18:00～20:00	唐津市中町1513-3 牟田ビル1階

※ 相談実施期間 令和元年9月3日から当面の間

※ 全て要予約。相談時間は30分程度。祝日、年末年始等は除く。

電話での予約の際は、次の番号にご連絡ください。

佐賀・鳥栖・武雄 0952-24-3411

唐津地区 0955-73-2985

電話無料相談「災害無料電話相談」

相談日時	相談電話番号
毎週月・木・土曜 13:00～15:30	0952-37-1551
毎週火・水・金曜 17:30～19:30	

※ 予約不要。ただし、祝日、年末年始等は除く。

※ 相談時間は約10分程度

【佐賀県司法書士会】

◆ 無料の電話相談を行っています。法的な相談（被災した家屋や土地、賃貸借契約、相隣関係など）をお受けしています。

・電話：0952-29-0635

・日時：毎週月・木曜日（祝祭日を除く）

18:00～20:00



医療・健康のこと

2 5 医療機関の受診

- ◆ 被災により被保険者証等を紛失、家に置いたまま避難している等、医療機関に提示できない場合には、医療機関の窓口で氏名、生年月日、連絡先、住所等を申し立てすることにより保険診療で受診することができます。詳しくは、保険者（健保は協会けんぽ佐賀支部0952-27-0611、国保は市町）、各医療機関にお問い合わせください。

2 6 こころの悩みに関する相談

- ◆ こころの悩みや健康に関する相談を電話でお受けしています。

相談機関	電話番号	受付時間
佐賀いのちの電話	0952-34-4343	毎日 24 時間
佐賀こころの電話	0952-73-5556	平日 9:00～16:00

- ◆ 大町町では、大町町こころの相談会を開催しています。
日時及び場所については、佐賀県健康福祉部障害福祉課（0952-25-7401）
にお問い合わせください。

教育のこと



27 奨学金の緊急採用、返還期限猶予、JASSO 支援金の受付

- ◆ 独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）では、①災害救助法適用地域の世帯の学生に対する奨学金の緊急採用、②奨学金返還者からの減額返還・返還期限猶予の願出を受け付けています。緊急採用奨学金については、在学している学校を通じて申し込む必要があります。また、奨学金返還の減額返還・返還期限猶予は、「奨学金減額返還願」もしくは「奨学金返還期限猶予願」を同機構に提出する必要があります。
- ◆ 学生本人が居住する住宅に半壊以上等の被害を受けた方に対してJASSO支援金（10万円（返還不要））の申請受付をしています。在学している学校を通じて申し込む必要があります。



事業者の方へ

28 中小企業者を対象とした相談窓口

- ◆ 被害を受けられた中小企業者の方々を対象とした災害復旧貸付の利用や融資及び返済については、次の窓口で相談を受け付けています。

【日本政策金融公庫】

支店名	電話番号（国民生活事業）	電話番号（中小企業事業）
佐賀支店	0952-22-3341	0952-24-7224

【佐賀県内】

機関名	電話番号
佐賀県 産業労働部 経営支援課	0952-25-7093
商工中金 佐賀支店	0952-23-8121
佐賀県信用保証協会	0952-24-4341
佐賀県商工会議所連合会	0952-24-5155
佐賀商工会議所	0952-24-5155
唐津商工会議所	0955-72-5141
伊万里商工会議所	0955-22-3111
鳥栖商工会議所	0942-83-3121
有田商工会議所	0955-42-4111
小城商工会議所	0952-73-4111
武雄商工会議所	0954-23-3161
鹿島商工会議所	0954-63-3231
佐賀県商工会連合会	0952-26-6101
佐賀県中小企業団体中央会	0952-23-4598
中小企業庁 佐賀県よろず支援拠点	0952-34-4433

【全国・九州】

機関名	電話番号
全国商店街振興組合連合会	03-3553-9300
中小企業基盤整備機構 九州本部	092-263-1500
九州経済産業局 産業部 中小企業課	092-482-5447

事業者の方へ



29 農林漁業関係の復興支援

- ◆ 被災された農林漁業者を対象に農林漁業セーフティネット資金等の利用や災害復旧貸付等についての相談窓口を設置しています。

機関名	所在地	電話番号
佐賀県生産者支援課	佐賀市城内1丁目1-59	0952-25-7112
日本政策金融公庫 佐賀支店	佐賀市駅南本町4-21	0952-27-4120

- ◆ 農林水産業に関する支援制度（融資、共済、災害復旧工事等）、技術対策については、次の窓口で相談を受け付けています。

【農業：関係団体相談窓口】

機関名	電話番号
佐賀県信用農業協同組合連合会 融資部農業融資センター	0952-25-5171

※ 受付日時は、窓口までお問い合わせください。

【農業；県の相談窓口（農家の経営に関すること）】

機関名	電話番号
佐城農業改良普及センター	0952-45-8888
三神農業改良普及センター	0952-52-1231
東松浦農業改良普及センター	0955-73-1121
西松浦農業改良普及センター	0955-23-5128
杵島農業改良普及センター	0952-84-3625
藤津農業改良普及センター	0954-62-5221

※ 受付日時：平日8:30～17:15

【林業：関係団体相談窓口】

機関名	電話番号
佐賀県森林組合連合会	0952-23-4191
一般社団法人 佐賀県木材協会	0952-23-6181

※ 各団体の受付日時は、各窓口までお問い合わせください。



事業者の方へ

【林業：県の相談窓口（林業者・木材産業者の経営に関すること）】

機関名	電話番号
佐賀中部農林事務所 林務課	0952-31-3284
東部農林事務所 林務課	0952-55-9762
唐津農林事務所 林務課	0955-73-9348
伊万里農林事務所 林務課	0955-23-6158
杵藤農林事務所 林務課	0954-63-5116

※ 受付日時：平日8:30～17:15

【漁業：関係団体相談窓口】

機関名	電話番号
佐賀県信用漁業協同組合連合会 営業部 融資課	0952-22-3180

※ 受付日時は、窓口までお問い合わせください。

【漁業：県の相談窓口（漁業者の経営に関すること）】

機関名	電話番号
玄海水産振興センター 普及担当	0955-74-3021
有明水産振興センター 普及加工担当	0952-66-2000

※ 受付日時：平日 8:30～17:15

そのほかの情報



30 災害ボランティア

◆ 災害ボランティアを必要とされている方やボランティア活動への参加を希望されている方は、以下の窓口にご相談ください。市町によって、ボランティアの受け入れに制限を設けている場合がありますので、事前にご確認ください。

◆ 現在開設中の災害ボランティアセンター等一覧

市町	受付場所	ボランティア活動に関する受付
武雄市	旧武雄市北方支所 (武雄市北方町志久 1557番地)	(ボランティアの受付) 令和元年8月31日(土)～ 受付時間：9:00～ ※ボランティアの受付等活動の詳細については、武雄市社会福祉協議会のホームページをご確認ください。
大町町	大町町総合福祉保健センター美郷 (杵島郡大町町大字大町5000番地)	(ボランティアの受付) 令和元年8月31日(土)～ 受付時間：9:00～11:00 ※ボランティアの登録等については、大町町社会福祉協議会のFacebookをご確認いただくか、大町町災害ボランティアセンター(電話：0952-71-3001)へお問い合わせください。
多久市	多久市災害ボランティアセンター(多久市社会福祉協議会) (多久市北多久町大字小侍45-31)	(支援二ーズの受付) 令和元年8月30日(金)～ 受付時間：9:00～16:00 ※9月19日(木)から、ボランティア受付を原則、県内在住の方を対象とした事前登録制にしています。 ※登録については、多久市社会福祉協議会のホームページをご確認いただくか、多久市災害ボランティアセンター(電話：0952-75-3593)へお問い合わせください。



そのほかの情報

小城市	小城市災害ボランティアセンター（小城市社会福祉協議会牛津支所） （小城市牛津町勝1324番地1）	（支援ニーズの受付） 令和元年8月29日（木）～ ※現在、ボランティアの募集は行っていません。 ※ボランティアの受付等活動の詳細については、小城市社会福祉協議会のホームページ、Facebookをご確認ください。
佐賀市	ほほえみ館 （佐賀市兵庫北3丁目8番36号）	（支援ニーズの受付） 令和元年8月30日（金）～ ※令和元年9月23日（月）を持って、佐賀市災害ボランティアセンターは閉所しました。 ※今後は、引き続き佐賀市社会福祉協議会ボランティアセンターにおいて、支援活動を行います。登録ボランティアも募集していますので、詳細については、佐賀市社会福祉協議会ホームページをご確認いただくか、同会（電話：0952-32-6670）へお問い合わせください。

※ 災害時のボランティアに参加される場合は、必ず事前にボランティア活動保険に加入してください。ボランティア活動中の対人対物の補償だけでなく、ボランティア自身のケガや食中毒、特定感染症、熱中症も補償されます。

なお、災害復旧作業に尽力している被災地の災害ボランティアセンターでの事務手続きを省くためにも、事前に、在住地等の市町社会福祉協議会もしくは佐賀県社会福祉協議会での加入をお願いします。事前に加入しておけば、被災地までの移動における事故も補償対象となります。

通常、補償期間は加入申込み手続き完了日の翌日から加入年度の3月31日となっていますが、今回のような災害の場合は、特例措置として加入手続きが完了した時点からの補償開始となります。

詳細は、ふくしの保険ホームページ（<https://www.fukushihoken.co.jp/>）を参照してください。

そのほかの情報



3 1 発達障害のある方の支援

- ◆ 被災された発達障害児（者）及びご家族の方を対象に、ご自宅や避難所での困りごとについて相談、支援を行っています。

地域により、場所や日時が異なりますので、詳細は、以下の相談窓口へご相談ください。

- ・ NPO 法人それいゆ（専門相談窓口受付担当）

電話：0952-37-0250

【受付時間 月曜日～金曜日 10：00～17：00（祝祭日除く）】

3 2 災害サポートレンタカー

- ◆ 一般社団法人日本カーシェアリング協会が、今回の水害で車を被災されたり、避難生活に車が必要な方が急場をしのいでいただけるように期間中、車を無料で貸し出しています。

使用の際は、予約が必要です。詳しくは次の窓口にお問い合わせください。

- ・ 一般社団法人日本カーシェアリング協会

電話：070-1143-7799（9：00～17：00）

軽自動車専用申込は下のQRコードからも行えます。



3 3 ペット動物に関する相談窓口

- ◆ 佐賀県では、今回の災害で被災したペットの相談窓口を開設しています。ペットのことで困りごとがあれば、下記連絡先までお問い合わせください。

相談機関	電話	時間
佐賀県健康福祉部生活衛生課	0952-25-7077	8:30～17:15（土日祝日を除く）



そのほかの情報

3 4 太陽光発電システムに関する留意点 ・相談窓口

- ◆ 総務省行政評価局は、使用済太陽光パネルの廃棄処分等の実施状況を調査し、その結果を公表しています（平成 29 年 9 月 8 日）。
調査においては、
 - ① 災害によって損壊したパネルであっても、日光が当たれば発電するため、直接触れると感電の危険性があること、
 - ② パネルには有害物質が含有されているものもあり、廃棄に当たっては適正な処理が必要であることとされているところ、こうした点が十分認識されていなかったことなどが明らかとなっています。詳細は、ホームページに掲載しています。
 - http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/107317_0908.html
総務省行政評価局 評価監視官（法務、外務、経済産業等担当）
電話：03-5253-5450（直通）

- ◆ 浸水等の被害を受けた太陽光発電システムの取扱い上の留意点をホームページに掲載しています。
 - <http://www.jpea.gr.jp/topics/180710.html>
一般社団法人 太陽光発電協会
〒105-0004 東京都港区新橋 2-12-17 新橋 I-N ビル 8F
電話：03-6268-8544

- ◆ 被災した太陽光発電設備の保管等について、注意喚起がなされています。
 - <https://www.env.go.jp/press/106294.html>
環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室
電話：03-5521-8358（内線 6825）

そのほかの情報



3 5 災害に便乗した悪質商法にご用心

- ◆ 災害時にはそれに便乗した悪質商法が多数発生しています。悪質商法は災害発生地域だけが狙われるとは限りません。災害に便乗した悪質な商法には十分注意してください。
- ◆ また、義援金詐欺の事例も報告されています。義援金は、確かな団体を通して送るようにしてください。
- ◆ お困りの際には、一人で悩まずお近くの消費生活センター等（消費者ホットライン 188）にご相談ください。
 - ・消費者ホットライン
電話：188（市外局番なし）